第13　認定の取消

1　国土交通大臣は、特定監理団体が次のいずれかに該当する場合には、特定監理団体の認定を取り消すものとする。

⑴　第４の２の要件を満たさなくなった場合

⑵　不正の手段により第４の２の認定を受けたことが判明した場合

⑶　第４の２の認定から１月以内に適正監理推進協議会に加入しない場合

⑷　適正監理推進協議会から脱退した場合

⑸　第９の８の措置を講じたにもかかわらず必要な改善が認められない場合

⑹　第９の10の指示に従わない場合

⑺　外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合

2　国土交通大臣は、次のいずれかに該当する場合には、第５の２で規定する受入造船企業の適正監理計画の認定を取り消すものとする。

⑴　受入造船企業が第５の２⑴の要件のいずれかを満たさなくなった場合

⑵　第５の２⑸及び⑹のいずれかを満たさなくなった場合

⑶　受入造船企業が不正の手段により第５の２の認定を受けたことが判明した場合

⑷　第９の８の措置を講じたにもかかわらず受入造船企業において必要な改善が認められない場合

⑸　受入造船企業が第９の９の国土交通大臣による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合

⑹　受入造船企業が第９の10の指示に従わない場合

⑺　受入造船企業が外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合

⑻　１の規定により特定監理団体の認定が取り消された場合

3　国土交通大臣は、次のいずれかに該当する場合には、第５の４で規定する企業単独型受入造船企業の企業単独型適正監理計画の認定を取り消すものとする。

⑴　企業単独型受入造船企業が第５の４の認定から１月以内に適正監理推進協議会に加入しない場合

⑵　企業単独型受入造船企業が適正監理推進協議会から脱退した場合

⑶　企業単独型受入造船企業が第５の４⑴の要件のいずれかを満たさなくなった場合

⑷　第５の４⑸及び⑹のいずれかを満たさなくなった場合

⑸　企業単独型受入造船企業が不正の手段により第５の４の認定を受けたことが判明した場合

⑹　第９の17の措置を講じたにもかかわらず企業単独型受入造船企業において必要な改善が認められない場合

⑺　企業単独型受入造船企業が第９の18の国土交通大臣による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合

⑻　企業単独型受入造船企業が第９の19の指示に従わない場合

⑼　企業単独型受入造船企業が外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合

4　２又は３の規定にかかわらず、国土交通大臣は、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業が認定に係る適正監理計画又は企業単独型適正監理計画を実施することが適当でないと認めたときは、適正監理計画又は企業単独型適正監理計画の認定を取り消すことができる。

5　国土交通大臣は、１から４までの認定の取消しを行うに際し必要と認めるときは、関係行政機関に意見を求めることができる。

6　１から３までの規定により認定の取消しを行うこととなる事案であっても、国土交通大臣は、情状により特にこれを軽減すべき事由があるときは、認定の取消しに代えて受入れの停止の指示を行うことができる。

第14　関係機関に対する報告

1　特定監理団体は、次に掲げる場合には、速やかに国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告しなければならない。

⑴　外国人造船就労者が造船特定活動を終了し、帰国した場合

⑵　適正監理計画に即した造船特定活動が実施されていないことが判明した場合

⑶　造船特定活動の継続が不可能となった場合

⑷　受入造船企業が第５の２⑴から⑷までの要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合

⑸　外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合

⑹　受入造船企業に関し外国人の受入れ又は就労に係る不正行為の問題を知ったとき

2　特定監理団体は、次に掲げる場合には、速やかに当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局に報告するものとする。

⑴　国土交通大臣により特定監理団体の認定を受けた場合

⑵　国土交通大臣により適正監理計画の認定を受けた場合

⑶　国土交通大臣により特定監理団体の認定を取り消された場合

⑷　国土交通大臣により適正監理計画の認定を取り消された場合

3　特定監理団体は、当該団体が監理する外国人造船就労者受入事業の実施状況について、必要に応じ、受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局又は厚生労働省担当部局に報告するものとする。

4　企業単独型受入造船企業は、次に掲げる場合には、速やかに国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告しなければならない。

⑴　外国人造船就労者が企業単独型造船特定活動を終了し、帰国した場合

⑵　企業単独型適正監理計画に即した企業単独型造船特定活動が実施されていないことが判明した場合

⑶　企業単独型造船特定活動の継続が不可能となった場合

⑷　企業単独型受入造船企業が第５の４⑴から⑷までの要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合

⑸　企業単独型受入造船企業が外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合

5　企業単独型受入造船企業は、次に掲げる場合には、速やかに当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局に報告するものとする。

⑴　国土交通大臣により企業単独型適正監理計画の認定を受けた場合

⑵　国土交通大臣により企業単独型適正監理計画の認定を取り消された場合

6　企業単独型受入造船企業は、当該企業単独型受入造船企業が実施する外国人造船就労者受入事業の状況について、必要に応じ、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局又は厚生労働省担当部局に報告するものとする。

附　則

第１　施行期日

1　この告示は、平成27年４月１日から施行する。ただし、第４、第５、第13及び第14の規定は、平成27年１月１日から施行する。

2　この告示は、平成33年３月31日限り、その効力を失う。

第２　見直し

国土交通大臣は、外国人造船就労者受入事業の実施状況、技能実習制度の見直しの状況等を勘案し、本告示について必要に応じて見直しを行うものとする。

別表第１　（表に掲げる職種は、造船事業者が実習実施機関である場合に限る。）

職種名	作業名
建具製作	木製建具手加工作業
とび	とび作業